

# 鹿児島県高圧ガス容器適正管理指針

## 1 目的

この指針は、高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスを取り扱う事業者（高圧ガス供給事業者、消費事業者及び関係団体）が高圧ガス容器の適正管理及び放置された高圧ガス容器を迅速かつ適正に処理する等、自主保安活動の促進を図ることにより、放置容器等による高圧ガスの災害を防止し、県民の安心・安全な生活を確保することを目的とする。

## 2 適用範囲

この指針は、容器（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第41条に規定する容器で内容積1リットル以上の容器をいう。）を使用して高圧ガスを供給する事業者（製造事業者、販売事業者）及び消費する事業者について適用する。

## 3 用語の定義

### （1）放置容器

現に所有者又は消費者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

### （2）高圧ガス供給業者

高圧ガスの製造、販売を事業とする者をいう。

### （3）高圧ガス消費事業者

高圧ガス容器に充てんされた高圧ガスを消費する者をいう。ただし、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する「一般消費者等」を除く。

### （4）関係団体等

鹿児島県高圧ガス保安協会、その他の高圧ガス保安団体、高圧ガス消費事業者で組織する団体等をいう。

## 4 高圧ガス供給事業者がとるべき措置

高圧ガス容器の受入れ及び引渡し台帳を整備し、高圧ガス容器の管理を適正に実施すること。

高圧ガス容器は原則貸与することとし、また、常時その所有者及び連絡先が明確に識別できるよう管理すること。

使用済みの高圧ガス容器の回収を迅速に行い、高圧ガス消費事業者から依頼があり、ガス名及び所有者を特定できる場合にあっては、自社取扱い

容器以外の容器であっても速やかに原則 14 日以内に回収すること。この場合、回収した自社取扱い容器以外は、所有者に返却する措置をとり、返却できない場合は、高圧ガス関係団体等へ連絡すること。

残ガスのある容器であっても引渡し後、原則 6 ヶ月以上高圧ガス消費事業所に留置しないこと。(バルク容器は除く)

高圧ガス容器の外面腐食が懸念される高圧ガス消費事業者には、高圧ガス容器の貯蔵方法及び取扱方法について指導を行うこと。

従業員については、年に 1 回以上、高圧ガス保安法に関する保安教育を実施すること。

容器引渡後、年に 2 回以上消費事業所における高圧ガス容器の管理状況を確認し、必要な指導を行う。

事故発生時(容器の紛失・盗難を含む。)に高圧ガス保安法第 6 3 条に基づき関係機関に速やかに通報できる連絡体制を整備すること。

## 5 高圧ガス消費事業者のとりべき措置

事業所は、高圧ガス容器管理台帳を整備し、常に高圧ガス容器の受け払い状況等を管理すること。

事業所は、高圧ガスに関する保安管理組織を設けて高圧ガス容器管理責任者を配置すること。

高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器管理者が管理状況を確認すること。

使用済みの高圧ガス容器は、直ちに高圧ガス販売業者に返却することとし、残ガスのある容器であっても容器設置後、原則 6 ヶ月以上留置しないこと。(バルク容器は除く)

また、自己所有容器に関しては、今後使用する予定の無いもの及び長期間貯蔵し、外面腐食等が進んでいる場合は速やかに販売店に回収依頼すること。

事業所では、湿気、水滴等が付着し高圧ガス容器の外面腐食が進行する環境に保管しないこと。

事業所の従業員(高圧ガス容器管理責任者も含む。)に対して、1年間を通じて 1 回以上高圧ガス保安に関する教育を実施すること。

事故発生時(容器の紛失・盗難を含む。)に高圧ガス保安法第 6 3 条に基づき関係機関に速やかに通報できる連絡体制を整備すること

## 6 放置容器を処理するための措置

高圧ガス供給事業者及び関係団体等は、放置容器を発見した場合に迅速

かつ適正に処理するために次の措置をとるように努めなければならない。

- ア 放置容器の処理体制を確立すること。
- イ 放置容器を発見した者から速やかに通報を受ける体制を確立すること。
- ウ ア及びイについて高圧ガス消費事業者に対し周知すること。

高圧ガス供給事業者はこの指針の目的を達成するため、次の措置をとるように努めなければならない。

放置容器を発見した者から回収依頼があった場合には、自らの所有でない容器であっても速やかに回収すること。

なお、自らの所有でない容器を回収した場合は、関係団体等を通じ所有者に返却する措置をとること。

高圧ガス消費事業者はこの指針の目的を達成するため、次の措置をとるように努めなければならない。

工事現場等において放置容器を発見した場合は、速やかに高圧ガス供給業者及び関係団体等に連絡すること。

## 7 附則

この指針は、平成24年1月25日から施行する。